

平成28年度 人権に関する県民意識調査の結果について

1. 調査の目的

県民の人権に関する考え方等を調査し、人権教育・啓発をはじめとする今後の人権施策を推進するうえでの基礎資料とする。

2. 調査の実施方法

- (1) 調査対象 県内に在住する18歳以上の男女3,000人(外国人住民を含む。)
- (2) 調査期間 平成28年9月27日(火)～平成28年10月17日(月)
- (3) 調査方法 郵送法・オンライン調査法の併用(今回調査よりインターネット回答を導入)無記名方式、ハガキによる再依頼1回。
外国人対象者に対しては、日本語調査票と翻訳調査票(ポルトガル語・タガログ語・中国語・スペイン語・英語の5か国語)を送付した。
- (4) 回収率 52.5%(有効回収数1,575件) <H23年度 53.9%(有効回収数1,618件)>
- (5) 調査項目
 - ① 人権についての考え方
 - ② 人権侵害を受けた経験および対応
 - ③ 人権侵害を見聞きした経験および対応
 - ④ 人権の個別分野ごとの課題
・女性 ・子ども ・高齢者 ・障害者 ・同和問題 ・外国人 ・患者
・犯罪被害者等 ・性同一性障害者・同性愛者等 ・インターネットによる人権侵害
 - ⑤ 人権の尊重や侵害についての考え方
 - ⑥ 人権啓発について
 - ⑦ 人権が尊重される社会の実現に向けての考え方
 - ⑧ 自由記述

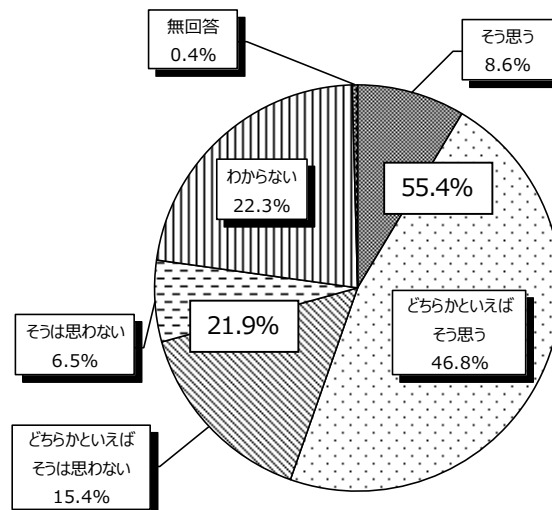
3. 調査結果の主なポイント

(1) 滋賀県における人権尊重の状況

今の滋賀県は「人権が尊重される社会」になっていると思うかをたずねたところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”と答えた人の割合は55.4%となっている。逆に、「そうは思わない」「どちらかといえばそうは思わない」を合わせた“そうは思わない”は21.9%となっている。

これまでの人権に関する取組や教育・啓発が一定浸透してきているものと考えられるが、さらに人権が尊重される社会の実現に向けたさまざまな施策を実施していく必要がある。

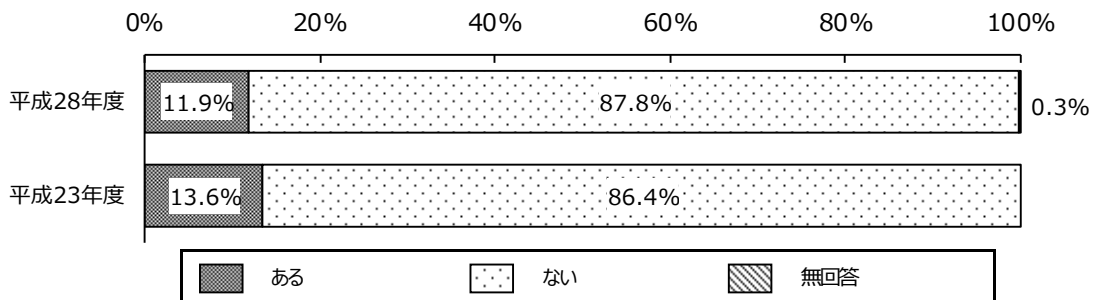
図 滋賀県における人権尊重の状況



(2) 人権侵害を受けた経験および対応

ここ5年以内で人権侵害を受けた経験についてたずねたところ、「ある」と答えた人が11.9%、「ない」と答えた人が87.8%となっている。前回の調査結果と比較すると、大きな変化は見られない。

図 人権侵害を受けた経験

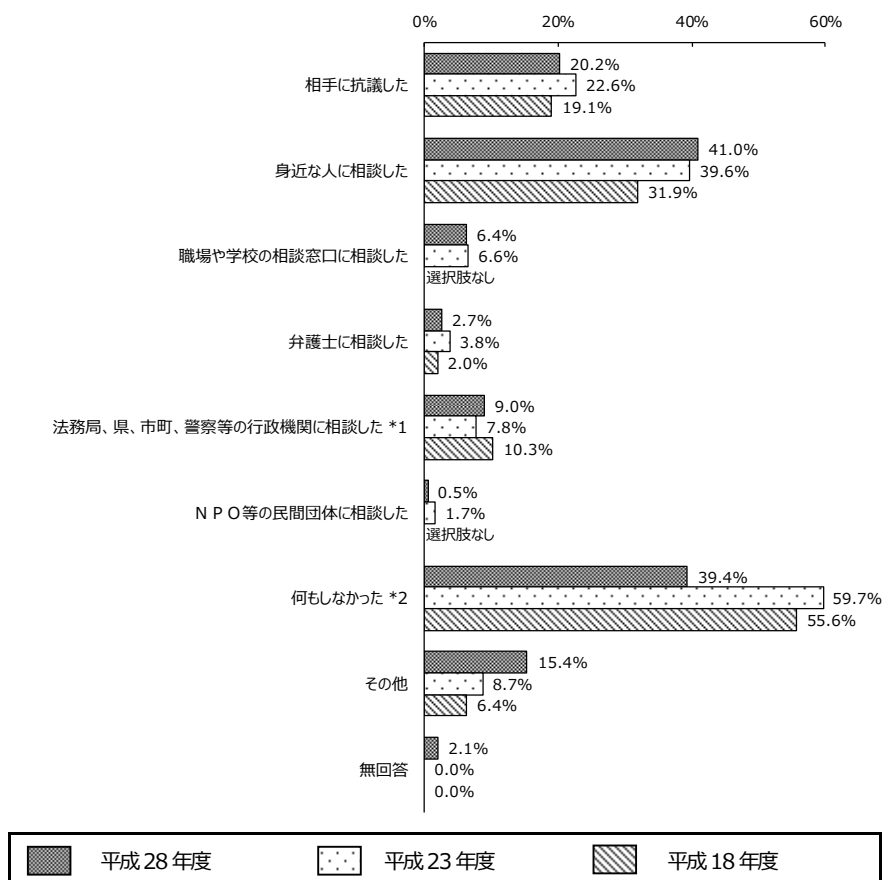


※ 平成18年度は、人権侵害を受けたと感じたことがあるかについて、「たびたび感じる」、「たまに感じる」、「ほとんど感じることはない」、「まったく感じない」、「わからない」という選択肢で回答いただいたため、平成23年度との比較のみとしている。

人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人に、人権侵害を受けたときにどのような対応をしたか（複数回答）についてたずねたところ、「身近な人に相談した」と答えた人の割合が41.0%で最も高く、次いで「何もしなかった」（39.4%）、「相手に抗議した」（20.2%）の順となっている。

前回、前々回の調査結果と比べると、「何もしなかった」が減少しているが、依然として多くおられることから、適切な相談機関への相談につながるよう周知に努めるとともに、引き続き相談・支援体制の充実を図る必要がある。

図 人権侵害を受けたときの対応

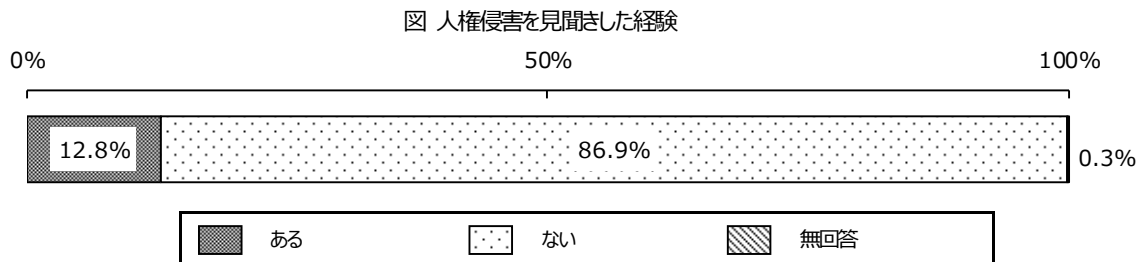


※1 平成18年度、23年度の「警察に相談した」、「法務局、人権擁護委員に相談した」、「県の機関、市役所、町役場に相談した」は、今回の「法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した」として整理算出している。

※2 平成18年度、23年度の「黙ってました」は、今回は「何もしなかった」として整理算出している。

(3) 人権侵害を見聞きした経験および対応

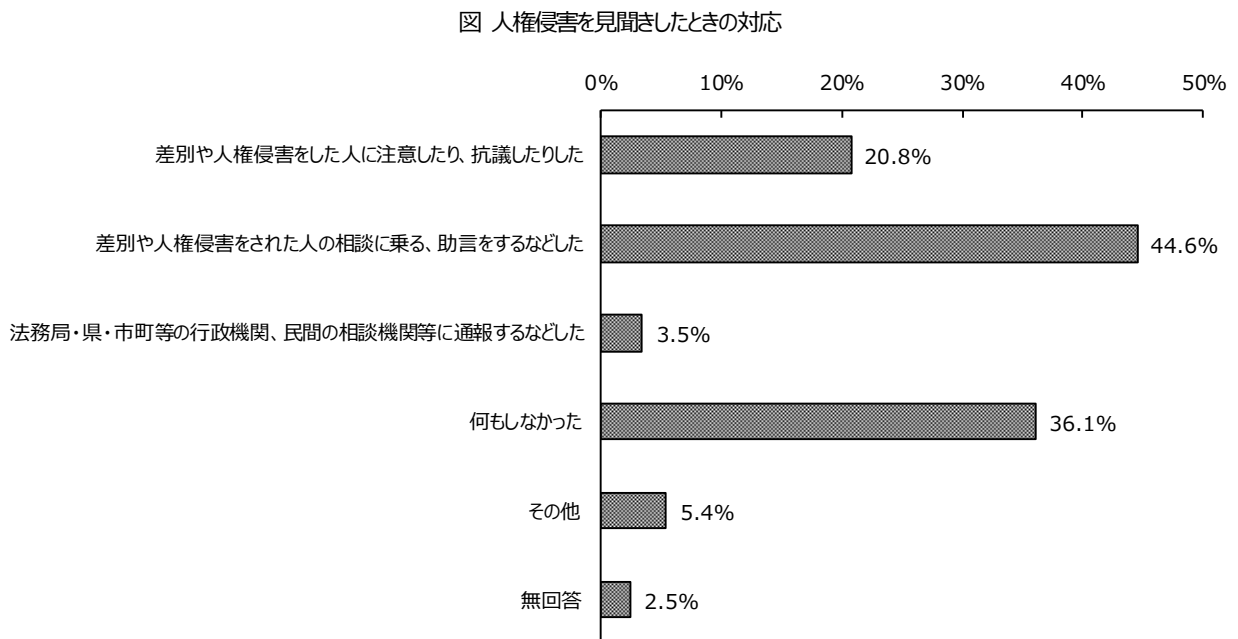
ここ5年以内に人権侵害を見聞きした経験についてたずねたところ、「ある」と答えた人が12.8%、「ない」と答えた人が86.9%となっている。



人権侵害を見聞きした経験が「ある」と答えた人に、人権侵害を見聞きしたときにどのような対応をしたか（複数回答）についてたずねたところ、「差別や人権侵害をされた人の相談に乗る、助言をするなどした」と答えた人の割合が44.6%で最も高く、次いで「何もしなかった」(36.1%)、「差別や人権侵害をした人に注意したり、抗議したりした」(20.8%)の順となっている。

自分が人権侵害を受けたときの対応と比べると、大きな差異は見られない。

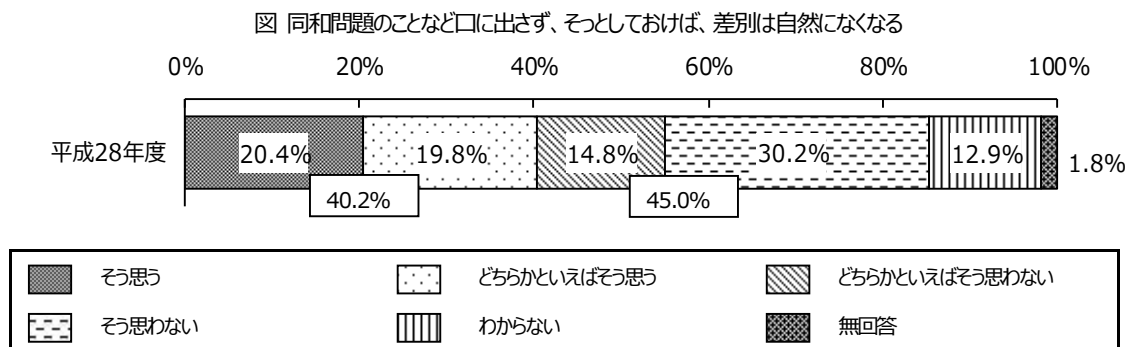
人権が尊重される社会の実現に向けて、県民一人ひとりが傍観者とならず、人権の大切さを理解し行動に移せるよう、教育・啓発をはじめとした人権に関する取組を継続して進める必要がある。



(4) 同和問題の解決方法についての考え方

同和問題の解決方法についての考え方のうち、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる」という考え方（「寝た子を起こすな論」）についてたずねたところ、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた“そう思わない”と答えた人の割合は45.0%で、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”（40.2%）を上回っている。

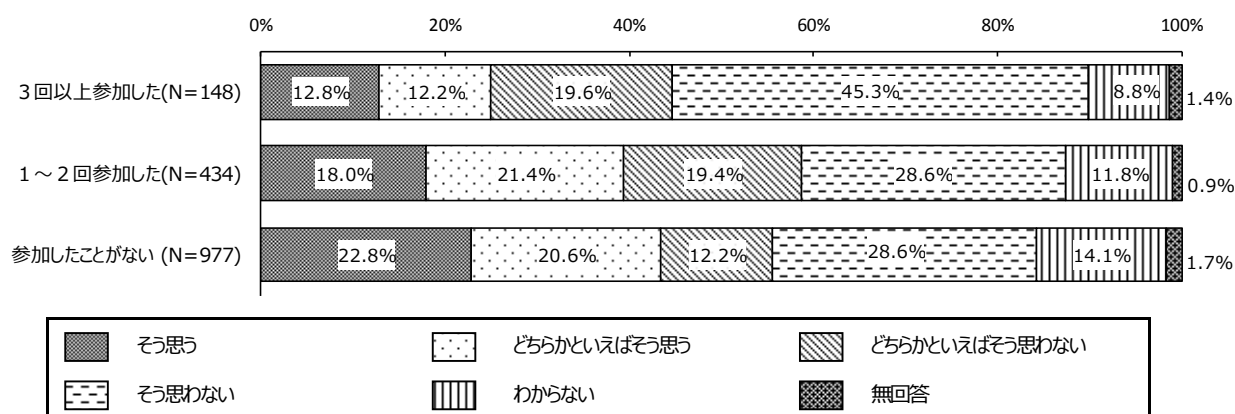
正しい理解がないまま、同和問題についての間違った情報に接すると、それを鵜呑みにしてしまい、結果的に差別を温存することにもなることから、「寝た子を起こすな論」は誤った考え方であり、正しく学ぶことが大切である。



なお、講演会・研修会等に参加する回数が多い人ほど、“そう思わない”と答えた人の割合が高くなっており、講演会・研修会等で学ぶ機会が多い人には、正しい理解が進んでいることから、講演会・研修会等へより多くの人の参加が得られるよう努めていく必要がある。

図 「講演会・研修会等の参加状況」

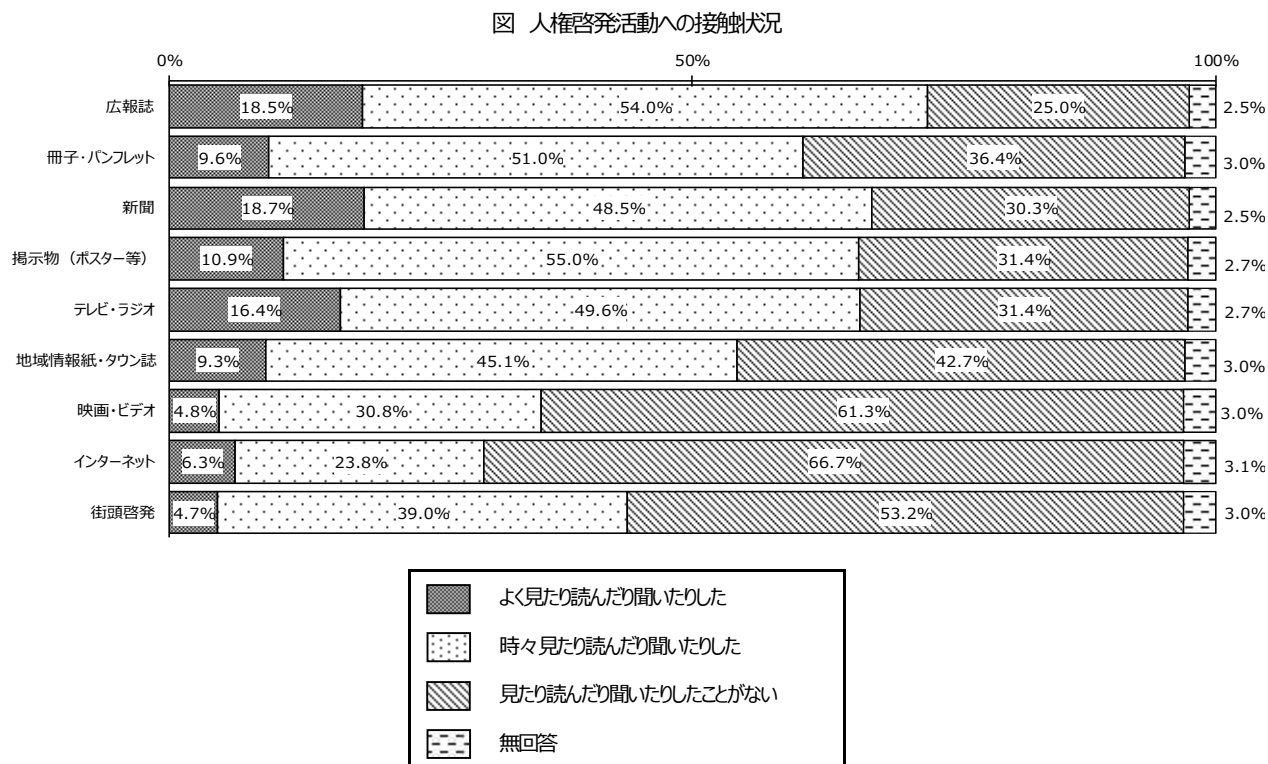
× 「同和問題の解決方法についての考え方（オ 同和問題のことなど口に出さず、そっとおけば、差別は自然になくなる）」



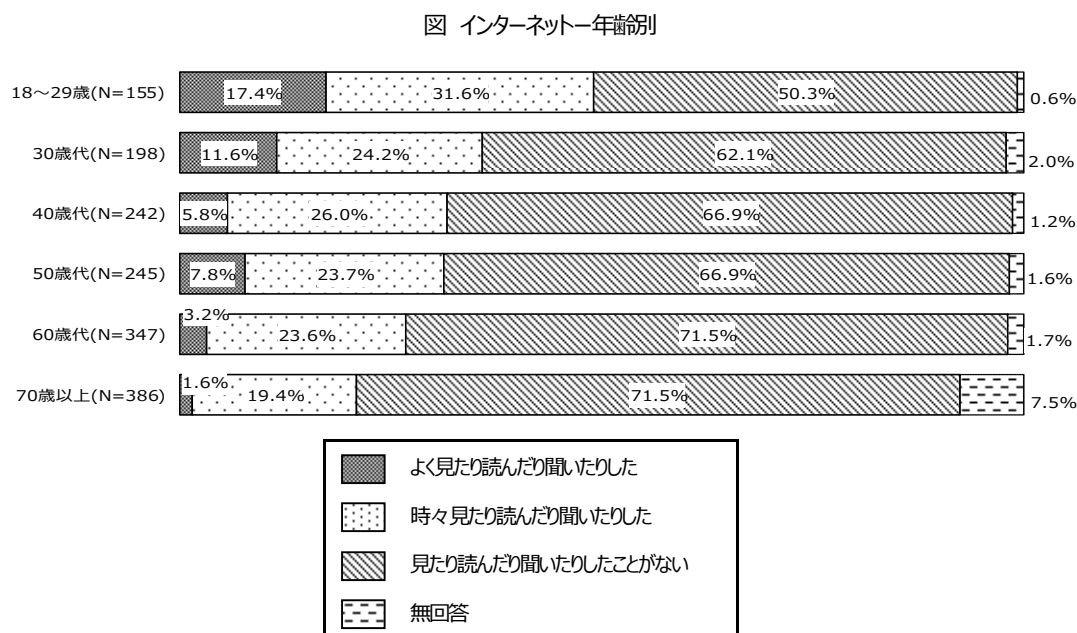
(5) 啓発活動への接触状況

啓発活動への接触状況についてたずねたところ、「よく見たり読んだり聞いたりした」「時々見たり読んだり聞いたりした」を合わせた“見たり読んだり聞いたりした”と答えた人の割合は、広報誌が72.5%で最も高く、次いで新聞(67.2%)、テレビ・ラジオ(66.0%)、掲示物(ポスター等)(65.9%)の順となっている。

啓発に接する機会を確保するために、今後とも様々な啓発媒体を活用していく必要がある。



インターネットは、年齢別で見ると、“見たり読んだり聞いたりした”と答えた人の割合は他の媒体と異なり、年代が低くなるほど高くなっており、若年層への啓発には有効と考えられる。また、スマートフォンの普及などインターネットの利用者が増えていることから、これを活用した人権啓発にも取り組んでいく必要がある。

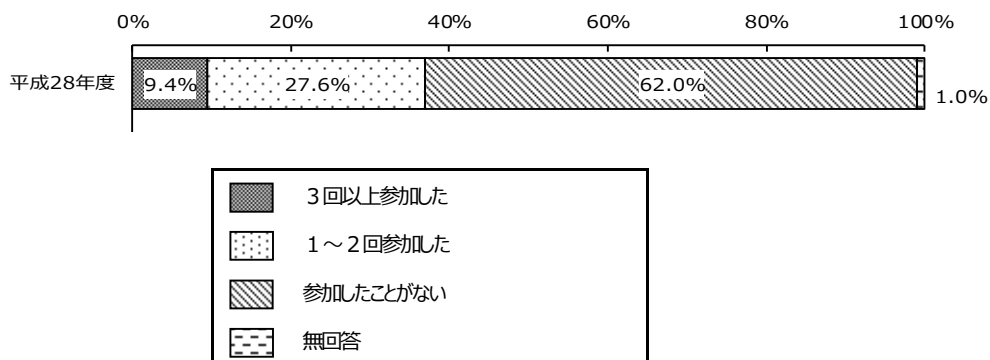


(6) 講演会・研修会等への参加状況

過去3年ぐらいの間に、人権に関する講演会・研修会等へ参加したかどうかをたずねたところ、「参加したことがない」と答えた人の割合が62.0%で最も高く、次いで「1～2回参加した」(27.6%)、「3回以上参加した」(9.4%)の順となっている。

「参加したことがない」と答えた人の割合が高いことから、多くの人の参加が得られるよう、開催についてさらに周知を図るとともに、時間や場所、内容を工夫する必要がある。

図 講演会・研修会等への参加状況

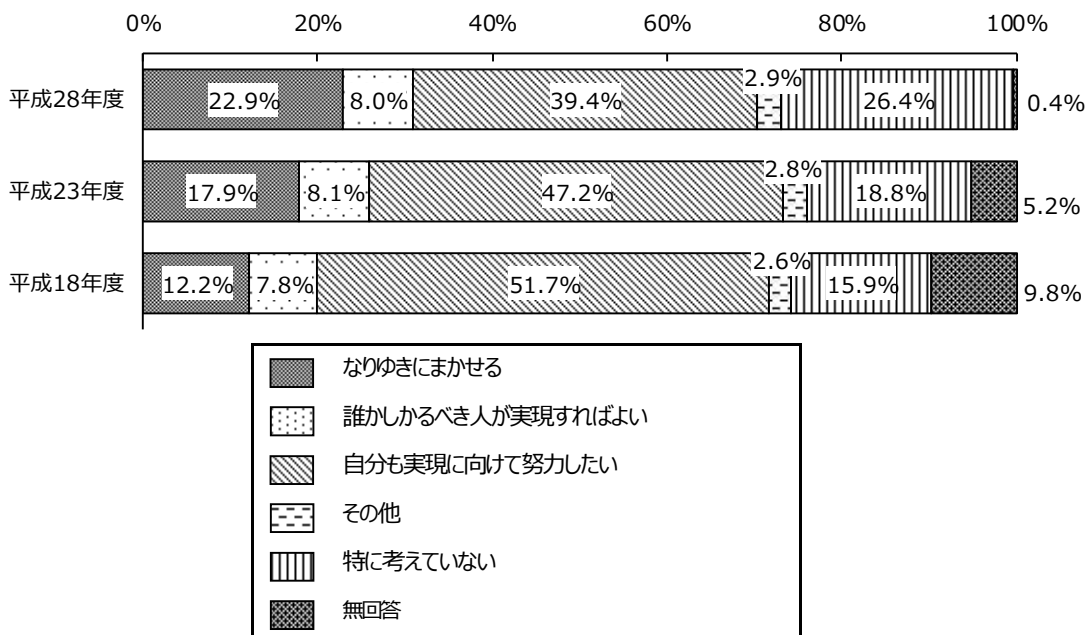


(7) 人権が尊重される社会の実現に向けての考え方

人権が尊重される社会の実現に向けての考え方についてたずねたところ、「自分も実現に向けて努力したい」と答えた人の割合が39.4%で最も高く、次いで「特に考えていない」(26.4%)、「なりゆきにまかせる」(22.9%)の順となっている。

前回、前々回の調査結果と比較すると、「自分も実現に向けて努力したい」は減少し、「特に考えていない」と「なりゆきにまかせる」は増加しており、消極的な考え方が広がっている傾向が見られる。

図 平成28年度・平成23年度・平成18年度 人権が尊重される社会の実現に向けての考え方



なお、「広報誌」への接触状況や「講演会・研修会等」に参加する回数が多い人ほど、人権が尊重される社会の実現に向けて「自分も実現に向けて努力したい」と答えた人の割合が高くなっており、幅広い人が啓発活動に参加できるよう工夫が必要である。

図 「啓発活動への接触状況（『広報誌』） × 「人権が尊重される社会」の実現に向けての考え方

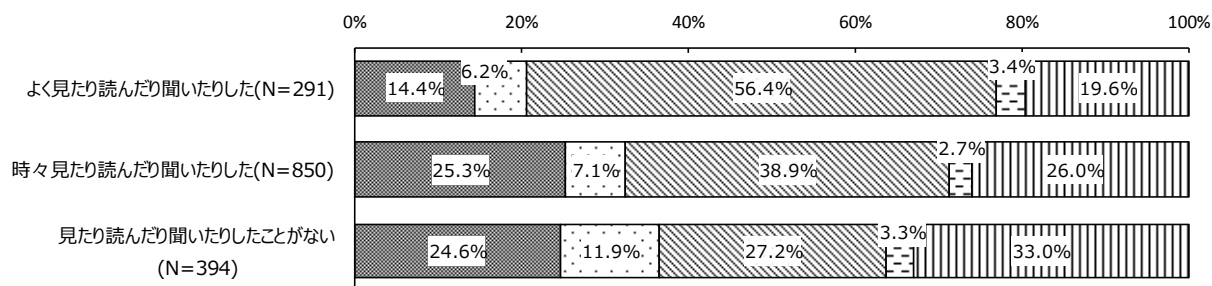
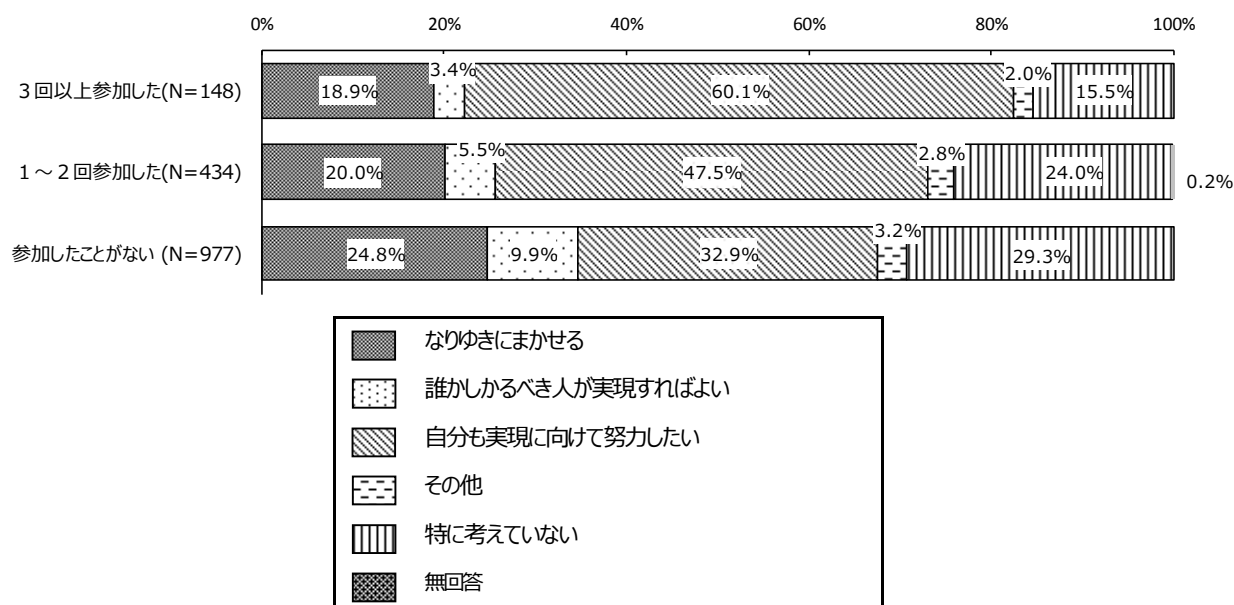


図 「講演会・研修会等の参加状況」 × 「人権が尊重される社会」の実現に向けての考え方



4. まとめ

今回の調査では、3（7）人権が尊重される社会の実現に向けての考え方（P 6）について、「なりゆきにかかせる」「特に考えていない」と答えた人の割合が増加しており、前回、前々回調査と比較すると、やや後退している傾向が見られる。

また、3（1）滋賀県における人権尊重の状況（P 1）に対して“そう思う”と回答した人は5割強に過ぎない。

こうした結果から、現在の人権状況に対して決して満足はしていないが、自ら進んで改善していくことには消極的な人が相当な割合で存在すると考えられる。

人権が尊重される豊かな社会を実現するためには、国や地方自治体など公的機関の取組に加え、県民一人ひとりが人権について関心を持ち、日常生活の様々な場面で具体的な実践に結び付けることが重要である。

このため、県民の人権についての理解が深まり、主体的な行動につながるような啓発活動に取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に向けて消極的な考え方を持つ人にも、人権が日々の日常生活に深く関わっていることを理解し、考えてもらうきっかけとなるよう、啓発手法を工夫していく必要がある。